

2026 年 5 月

お客さま各位

播州信用金庫

貸金庫約款の改定について

平素は、当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。
このたび、金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」改正等を受け、貸金庫業務のさらなる適正化を図るべく、下記のとおり貸金庫約款を改定いたします。

なお、改定後の約款は、従前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口へお問合せください。

記

1. 改定の対象となる約款

貸金庫約款（手動式）

貸金庫約款（カード式、手のひら及び指静脈式）

2. 改定内容

(1) 主な改定内容（詳細は別紙新旧対照表のとおり）

- ① 貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加
- ② 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただくこと）を書面等でご申告いただくことを追加
- ③ 当金庫による契約の解約事由を追加

(2) 格納いただけない現金について

日本円（注）、外国通貨とも格納いただけません。

（注）日本円のうち、以下の2点が格納いただけない現金となります。

- ① 日本銀行ホームページ「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣
- ② 「①」と肖像が同一である銀行券（2007 年発行停止の一万円券（福沢諭吉））

※詳しくは日本銀行ホームページをご確認ください。

3. 改定日

2026年9月1日（火）

4. ご留意点

- (1) 現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、次回ご来店時等に現金のお取り出しをいただきますよう、お願いいたします。
- (2) 前記2. (1)②に記載の書面につきましては、本年 5 月より順次、お届けいただいている住所宛てに郵送させていただきます。お手元に届き次第、ご申告願います。

以上



播州信用金庫

「貸金庫約款(手動式)」新旧対照表

(下線部分が改定箇所)

新	旧
第1条 格納品の範囲 (1)～(2) (略) (3) <u>貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> ① <u>現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> ② <u>危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の利用法による保管に適さないもの</u> 第2条 <u>利用目的の確認</u> (1) <u>貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</u> (2) <u>貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただく場合がございます。</u> 第3条 契約期間等 (略) 第4条 使用料 (略) 第5条 鍵の保管 (略) 第6条 貸金庫の開閉等 (略) 第7条 届出事項の変更等 (略) 第8条 印章、鍵の喪失時等の取扱い (略) 第9条 成年後見人等の届出 (略) 第10条 印鑑照合等 (略) 第11条 損害の負担等 (略) 第12条 反社会的勢力との取引拒絶 この貸金庫は第13条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 第13条 解約等 (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほ	第1条 格納品の範囲 (1)～(2) (略) (3) <u>爆発物、銃刀類等法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火の懸念がある等、貸金庫の通常の利用法による保管に適さないものは格納することはできません。</u> (新設) 第2条 契約期間等 (略) 第3条 使用料 (略) 第4条 鍵の保管 (略) 第5条 貸金庫の開閉等 (略) 第6条 届出事項の変更等 (略) 第7条 印章、鍵の喪失時等の取扱い (略) 第8条 成年後見人等の届出 (略) 第9条 印鑑照合等 (略) 第10条 損害の負担等 (略) 第11条 反社会的勢力との取引拒絶 この貸金庫は第12条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 第12条 解約等 (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほ

か第8条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①～③ (略) ④ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由によりサービスを終了するとき ⑤ (略) ⑥ 借主主義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主主義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき (3) (略) (4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) 第1項、第2項または第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 (6) (略) 第14条 貸金庫の修繕、移転等 (略) 第15条 緊急措置 (略) 第16条 譲渡、転貸等の禁止 (略) 第17条 緊急連絡人 (略) 第18条 約款の変更等 (略)	か第7条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①～③ (略) ④ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ (略) ⑥ 法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき ⑦ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき (3) (略) (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 (6) (略) 第13条 貸金庫の修繕、移転等 (略) 第14条 緊急措置 (略) 第15条 譲渡、転貸等の禁止 (略) 第16条 緊急連絡人 (略) 第17条 約款の変更等 (略)
--	--

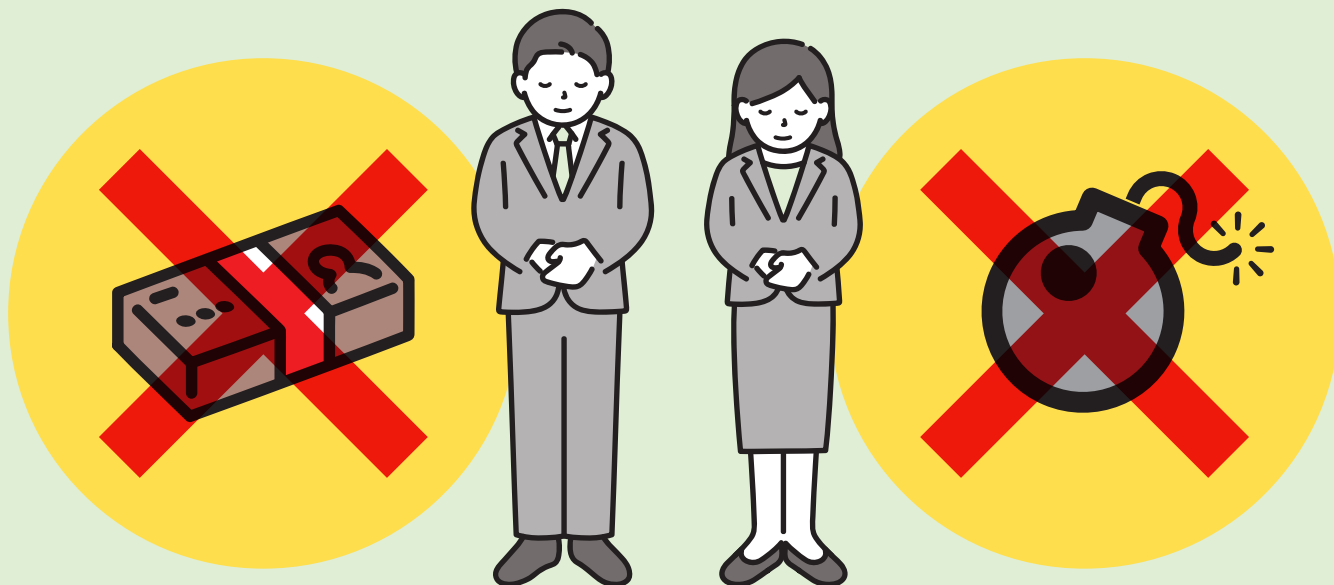
「貸金庫約款(カード式、手のひら及び指静脈式)」新旧対照表

(下線部分が改定箇所)

新	旧
第1条 格納品の範囲 (1)～(2) (略) (3) <u>貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> ① <u>現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> ② <u>危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の利用法による保管に適さないもの</u> 第2条 利用目的の確認 (1) <u>貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</u> (2) <u>貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただく場合がございます。</u> 第3条 契約期間等 (略) 第4条 使用料 (略) 第5条 鍵の保管 (略) 第6条 貸金庫の開閉等 (略) 第7条 届出事項の変更等 (略) 第8条 印章、鍵、カードの喪失時等の取扱い (略) 第9条 成年後見人等の届出 (略) 第10条 貸金庫故障時の取扱い (略) 第11条 暗証番号、印鑑照合等 (略) 第12条 損害の負担等 (略) 第13条 反社会的勢力との取引拒絶 この貸金庫は第14条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第14条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 第14条 解約等 (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約する	第1条 格納品の範囲 (1)～(2) (略) (3) <u>爆発物、銃刀類等法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火の懸念がある等、貸金庫の通常の利用法による保管に適さないものは格納することはできません。</u> (新設) 第2条 契約期間等 (略) 第3条 使用料 (略) 第4条 鍵の保管 (略) 第5条 貸金庫の開閉等 (略) 第6条 届出事項の変更等 (略) 第7条 印章、鍵、カードの喪失時等の取扱い (略) 第8条 成年後見人等の届出 (略) 第9条 貸金庫故障時の取扱い (略) 第10条 暗証番号、印鑑照合等 (略) 第11条 損害の負担等 (略) 第12条 反社会的勢力との取引拒絶 この貸金庫は第13条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 第13条 解約等 (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約する

ときは、このほか第8条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①～③ (略) ④ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由によりサービスを終了するとき ⑤～⑥ (略) ⑦ 借主主義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主主義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき ⑧ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき ⑨ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき ⑩ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき (3) (略) (4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) 第1項、第2項または第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 (6) (略) 第15条 貸金庫の修繕、移転等 (略) 第16条 緊急措置 (略) 第17条 譲渡、転貸等の禁止 (略) 第18条 緊急連絡人 (略) 第19条 約款の変更等 (略)	ときは、このほか第7条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①～③ (略) ④ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤～⑥ (略) ⑦ 法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき ⑧ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき (3) (略) (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 (6) (略) 第14条 貸金庫の修繕、移転等 (略) 第15条 緊急措置 (略) 第16条 譲渡、転貸等の禁止 (略) 第17条 緊急連絡人 (略) 第18条 約款の変更等 (略)
---	---

～貸金庫をご利用のお客さまへ～



マネー・ローンダリングやテロ資金供与等の
不正利用を防止する対応として

**貸金庫に、
現金や危険物等は
保管いただけません。**

**ご利用中の全てのお客さまへ
利用目的等の確認をお願いしています。**

詳しくは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。